

凍結時・積雪(圧雪)時における労働災害・通勤災害の防止について



厚木労働基準監督署

(凍結・積雪(圧雪)による災害の防止)

監督署で把握する凍結・積雪(圧雪)による人的な被害は、業務中の労働災害と出勤・退勤途中の通勤災害に区別されますが、労働者が歩行する床面では、凍結、圧雪による「転倒災害」が発生しやすく、また、建物外階段や足場の昇降階段では、「転落災害」のリスクが高くなります。いままで転倒が起こりにくかった通路、床面でも、雪が吹き込み、凍結が起こる場合もあるので、必要に応じて床面に滑り止めのマットを敷く、凍結防止剤(融雪剤)の塩化カルシウム等を撒く等の措置を講じ、「転倒・転落災害」のリスクを低減させてください。

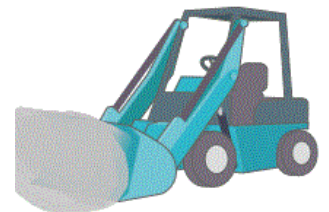


大丈夫だろうと思って、凍結、積雪時に滑り止めのない靴で歩くこと、雪道をノーマルタイヤの車でチェーンなしで運転すること、自転車に乗ることは、大変危険です。無理をせず、時間的余裕を持って代替手段により行動してください。雪道については、歩行も普段とは異なり、小さな歩幅で、足裏全体で上から着地する感覚で、急がずゆっくり歩くことが必要です。



(車両系機械による除雪作業時の災害防止)

建設会社においては、道路の除雪等の出勤が市町村との協定で要請される場合があります。ショベルローダー等の車両系機械を用いて除雪作業を行う場合、雪で路面が見えなくなっているため、バケットや排土板で雪を押ししているときに、歩道の縁石や橋梁の接合部分の段差等にバケット、排土板が勢いよく当たり、その衝撃で運転者が操作レバー等に胸部、腹部を強打する、フロントガラスを突き破って運転席から投げ出される等の重篤な災害が積雪地方において発生しています。段差部分に注意し、シートベルトを着用して作業を行ってください。



通行する歩行者、自動車等に建設機械が接触することを防止する必要があるので、誘導員を確保して配置してください。日頃やり慣れない作業であるため、監督者を置いて運転者の一人作業とならないようにすることも重要です。